

南海トラフ地震への対応に係る監督指針等の一部改正（案）の概要

現状

- 現在、南海トラフ地震に関する金融機関がとるべき対応については、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき制定された「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」や「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」、各業態の監督指針等に規定されている。
- 今般、金融機関がとるべき対応を一層明確化すべく、各業態の監督指針等について所要の改正を行う。

改正（案）の主な内容

- 「事前避難対象地域」内に所在する営業店の対応について、「住民事前避難対象地域」と「高齢者等事前避難対象地域」に区分して精緻化。
- 基本計画やガイドラインに規定されている内容（例：「住民事前避難対象地域」における営業休止予定店舗の事前周知）についても監督指針等に集約し、必要な対応を一覧化。